

地方独立行政法人りんくう総合医療センター職員給与規程

平成 23 年 4 月 1 日

規 程 第 7 号

目次

第 1 章 総則（第 1 条—第 5 条）

第 2 章 給料（第 6 条—第 10 条）

第 3 章 手当（第 11 条—第 23 条）

第 4 章 雑則（第 24 条—第 26 条）

附則

第 1 章 総則

（趣旨）

第 1 条 この規程は、地方独立行政法人りんくう総合医療センター職員就業規則（以下「就業規則」という。）に基づき、職員（非常勤職員及び再雇用職員を除く。）の給与に関し必要な事項を定めるものとする。

（給与の種類）

第 2 条 職員の給与は、給料、管理職手当、扶養手当、調整手当、初任給調整手当、住居手当、通勤手当、特殊勤務手当、時間外勤務手当、夜間勤務手当、期末手当、勤勉手当、業績手当とする。

（勤務 1 時間当たりの給与額の算出）

第 3 条 勤務 1 時間当たりの支給額は、給料月額及びこれに対する調整手当の月額並びに地方独立行政法人りんくう総合医療センター職員特殊勤務手当細則（以下「特殊勤務手当細則」という。）第 19 条に定める手当算入額の月額並びに管理職手当並びに初任給調整手当の合計額に 12 を乗じて得た額を 1 週間当たりの勤務時間に 52 を乗じたものから地方独立行政法人りんくう総合医療センター職員の勤務時間、休日及び休暇等に関する規程第 8 条第 1 項に規定する休日に係る勤務時間数を控除したもので除して得た額とする。

（給与の減額）

第 4 条 職員が勤務しないときは、休日等、職務専念義務を免除された場合（給与を減額する旨定められている場合を除く。）その他勤務しないことにつき特に承認があった場合（無給として取り扱う特別休暇を除く。）を除き、その勤務しない 1 時間につき勤務 1 時間当たりの給与額を減額した給与を支給する。

2 前項の規定により減額すべき給与額は、減額すべき事由の生じた給与期間の分をその給与期間以降の給料から差し引くものとする。ただし、離職、休職等により、減額すべき給与額を給料から差し引くことができないときは、未支給の給与から差し

引くものとする。

- 3 第1項の勤務1時間当たりの給与額は、第3条に規定する額とする。

(給与の支払及び控除)

第5条 給与は、通貨で直接職員にその全額を支払うものとする。ただし、法令又は労働基準法（昭和22年法律第49号。以下「労基法」という。）第24条の規定に基づき職員代表と締結した労使協定に定めるものは、これを給与から控除して支払うものとする。

- 2 前項の給与は、労使協定に基づき、職員の預貯金口座に所要金額を振込むことにより行うものとする。

第2章 給料

(給料)

第6条 給料は、正規の勤務時間による勤務に対する報酬であって手当を除いた全額とする。

(給料表の種類及び適用範囲)

第7条 給料表の種類は、次の各号に掲げるとおりとし、各給料表の適用範囲は、それぞれ当該給料表に定めるところによる。

- (1) 医師・歯科医師給料表（別表第1）
- (2) 医療技術職給料表（別表第2）
- (3) 看護職給料表（別表第3）
- (4) 事務職給料表（別表第4）

(初任給、昇格及び昇給等の決定)

第8条 新たに給料表の適用を受ける職員となった者の職務の級及び号給は、理事長が決定する。

- 2 職員が、一の職務の級から他の職務の級に移った場合又は一の職から同じ職務の級の初任給の基準を異にする他の職に移った場合における号給は、理事長が決定する。
- 3 職員の昇給は、毎年1月1日に、同日前1年間におけるその者の勤務成績に応じて、行うものとする。
- 4 前項の規定により職員を昇給させるか否か及び昇給させる場合の昇給の号給数は、同項に規定する期間の全部を良好な成績で勤務した職員の昇給の号給数を4号給とすることを標準として理事長が決定する。
- 5 55歳（医師又は歯科医師である職員にあっては57歳）に達した日の属する年度の末日を超えて在職する職員に関する前項の規定の適用については、同項中「4号給」とあるのは、「2号給」とする。
- 6 職員の昇給は、その属する職務の級における最高の号給を超えて行うことができない。
- 7 休職（労働組合の業務に専ら従事する場合を含む。）又は休暇のため勤務しなかった

職員が復職し、又は再び勤務するに至った場合において、部内の他の職員との権衡上必要があると認めるときは、復職し、又は再び勤務するに至った日以後において、その者の給料月額を調整することができる。

(給料の支給方法)

- 第9条 給料の計算期間(以下「給与期間」という。)は、月の初日から末日までとし、当月分を当月20日に支給する。ただし、その日が休日等に当たるときは、その日前において最も近い休日等でない日に支給する。
- 2 前項の規定にかかわらず、理事長が特に必要があると認めるときは、支給日を変更することができる。
 - 3 新たに職員となった者には、その日から給料を支給し、昇給又は降給等により給料額に異動を生じた者には、その日から新たに定められた給料を支給する。
 - 4 職員が退職したときは、その日まで給料を支給する。
 - 5 職員が死亡したときは、その月まで給料を支給する。
 - 6 第3項又は第4項の規定により給料を支給する場合で、給与期間の初日から支給するとき以外のとき、又は給与期間の末日まで支給するとき以外のときは、その給料額は、その給与期間の現日数から休日の日数を差し引いた日数を基礎として日割りにより計算する。

(給料の日割計算)

- 第10条 職員が、給与期間の中途において次の各号のいずれかに該当する場合におけるその給与期間の給料は、日割計算により支給する。
- (1) 休職にされ、又は休職の終了により復職した場合
 - (2) 労働組合の業務に専ら従事する場合又は当該業務の従事が終了したことにより復職した場合
 - (3) 育児休業を始め、又は育児休業の終了により復職した場合
 - (4) 介護休業を始め、又は介護休業の終了により復職した場合
 - (5) 停職にされ、又は停職の終了により復職した場合
 - (6) 公益的法人等への職員の派遣等に関する条例(平成13年泉佐野市条例第24号)に基づき泉佐野市から派遣され、又は派遣後泉佐野市に復帰した場合

第3章 手当

(管理職手当)

- 第11条 管理職員には、管理職手当を支給する。
- 2 管理職手当は、次に掲げる管理職員の区分に応じ支給する。これに該当しない職員については、別表第6のとおりとする。

(1) 病院長	月額	90,000円
(2) 救命センター長	月額	90,000円
(3) 副病院長	月額	80,000円

- | | | |
|-------------|----|----------|
| (4) 診療局次長 | 月額 | 60,000 円 |
| (5) 診療支援局次長 | 月額 | 50,000 円 |
| (6) 看護局次長 | 月額 | 50,000 円 |
| (7) 事務局次長 | 月額 | 50,000 円 |
- 3 前項の規定による管理職手当の月額は、管理職員の受ける給料月額の 100 分の 30 を超えてはならない。
 - 4 管理職員が月の初日から末日までの期間の全日数にわたって勤務しなかった場合（業務上の負傷又は疾病により承認を得て勤務しなかった場合を除く。）は、管理職手当は支給することができない。
 - 5 理事長が必要と認めた場合を除き、管理職員には、第 19 条の規定は適用しない。

(扶養手当)

- 第 12 条 扶養手当は、中核的人材の確保、育成、定着を主たる目的として、扶養親族のある職員に対して支給する。
- 2 前項の扶養親族とは、次に掲げる者で他に生計の途がなく主としてその職員の扶養を受けているものをいう。
 - (1) 配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ）
 - (2) 満 22 歳に達する日以後の最初の 3 月 31 日までの間にある子及び孫
 - (3) 満 60 歳以上の父母（同居の義父母を含む。以下同じ）及び祖父母
 - (4) 満 22 歳に達する日以後の最初の 3 月 31 日までの間にある弟妹
 - (5) 重度心身障害者
 - 3 扶養手当の月額は、前項第 1 号に該当する扶養親族については 1 万 3,000 円、同項第 2 号から第 5 号までの扶養親族については 6,500 円（職員に配偶者がいない場合にあってはそのうち 1 人については 1 万 1,000 円）とする。
 - 4 扶養親族たる子のうちに満 15 歳に達する日以後の最初の 4 月 1 日から満 22 歳に達する日以後の最初の 3 月 31 日までの間（以下「特定期間」という。）にある子がいる場合における扶養手当の月額は、前項の規定にかかわらず、5,000 円に特定期間にある当該扶養親族たる子の数を乗じて得た額を同項の規定による額に加算した額とする。
 - 5 第 2 項の他に生計の途がなく主としてその職員の扶養を受けている者には、次に掲げる者は含まれないものとする。
 - (1) 職員の配偶者、兄弟姉妹等が受ける扶養手当又は民間事業所その他のこれに相当する手当の支給の基礎となっている者
 - (2) 年額 130 万円（月額 108,334 円）以上の恒常的な収入があると見込まれる者
 - (3) 重度心身障害者にあつては、前 2 号によるほか、終身労務に服することができない程度でない者
 - 6 職員が配偶者、兄弟姉妹等と共同して同一人を扶養している場合には、その扶養を受けている者（前項各号に掲げる者に該当する者を除く。）については、主として職員の扶養を受けている場合に限り、扶養親族として認定することができる。

(支給の始期及び終期)

第 12 条の 2 扶養手当の支給は、職員となった日又は扶養手当が支給できる事実が生じた日の属する月の翌月（これらの日が月の 1 日であるときは、その日の属する月）から開始する。ただし、前条に規定する扶養手当を支給できる事実が生じた日から 15 日を経過した後に届出されたときは、届出を受理した日の属する月の翌月（受理した日が月の 1 日であるときは、その日の属する月）から開始するものとする。

2 扶養手当の支給は、職員でなくなった日又は扶養手当を支給できない事実が生じた日の属する月（これらの日が月の 1 日であるときは、その日の属する月の前月）をもって終わる。

3 扶養手当の支給を受けている職員にその月額を変更すべき事実が生じたときは、その事実の生じた日の属する月の翌月（その日が月の 1 日であるときは、その日の属する月）から支給額を改定する。第 1 項ただし書の規定は、扶養手当の月額を増額して改定する場合について準用する。

(調整手当)

第 13 条 調整手当は、職務給である給料に加算調整し、人材確保を図ることを目的として、次の各号に掲げる職員の区分に応じて、当該各号に掲げる月額を支給する。

(1) 医師・歯科医師給料表の適用を受ける職員 給料、管理職手当及び扶養手当の月額の合計額に 100 分の 15 を乗じて得た額とする。

(2) 医療技術職給料表、看護職給料表及び事務職給料表の適用を受ける職員 給料、管理職手当及び扶養手当の月額の合計額に 100 分の 6 を乗じて得た額とする。

2 前項の月額に 1 円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額をもって当該調整手当の月額とする。

(初任給調整手当)

第 14 条 初任給調整手当は、医師・歯科医師給料表の適用を受ける職員に支給する。

ただし、特殊勤務手当細則第 3 条第 3 項第 1 号から第 5 号の適用を受ける者を除くものとする。

2 初任給調整手当の月額は、採用日後の期間の区分に応じ次の表に定める額とする。

期間の区分	支給額
1 年未満	100,100 円
1 年以上 16 年未満	100,100 円
16 年以上 17 年未満	98,500 円
17 年以上 18 年未満	96,900 円
18 年以上 19 年未満	95,300 円
19 年以上 20 年未満	93,700 円
20 年以上 21 年未満	92,100 円
21 年以上 22 年未満	88,800 円
22 年以上 23 年未満	85,100 円

23年以上24年未満	81,900円
24年以上25年未満	78,200円
25年以上26年未満	74,900円
26年以上27年未満	70,000円
27年以上28年未満	65,500円
28年以上29年未満	61,100円
29年以上30年未満	56,200円
30年以上31年未満	51,500円
31年以上32年未満	46,400円
32年以上33年未満	41,900円
33年以上34年未満	33,800円
34年以上35年未満	26,500円
35年以上	0円

備考 この表において期間の区分欄に掲げる年数は、採用日の属する年度の4月1日を起算日とする。

(住居手当)

- 第15条 住居手当は、中核的人材の確保、育成、定着を主たる目的として、自ら居住するため住宅（貸間を含む。）を借り受け、月額12,000円を超える家賃（使用料を含む。以下同じ。）を支払っている職員（第3項で定める職員を除く。）に支給する。
- 2 住居手当の月額は、次の各号に掲げる職員の区分に応じて、当該各号に掲げる額（その額に100円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額）とする。
- (1) 月額23,000円以下の家賃を支払っている職員 家賃の月額から12,000円を控除した額
 - (2) 月額23,000円を超える家賃を支払っている職員 家賃の月額から23,000円を控除した額の2分の1（その控除した額の2分の1が16,000円を超えるときは、16,000円）を11,000円に加算した額
- 3 第1項の適用除外される職員は、配偶者（婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。）、父母又は配偶者の父母で、職員の扶養親族たる者（第12条第2項に規定する扶養親族で届出がされているものに限る。以下同じ。）以外のものが借り受け、居住している住宅並びに理事長がこれらに準ずると認める住宅の全部又は一部を借り受けて当該住宅に居住している職員とする。
- 4 第12条の2の規定は、住居手当の支給の始期及び終期について準用する。

(通勤手当)

- 第16条 通勤手当は、次に掲げる職員に支給する。ただし、月の初日から末日までの期間の全日数にわたって通勤しないこととなる場合は支給をしない。
- (1) 通勤のため交通機関を利用してその運賃を負担することを常例とする職員（交通機関を利用しなければ通勤することが著しく困難である職員以外の職員であって交通機関を利用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離が片道

2 キロメートル未満であるもの及び第3号に掲げる職員を除く。)

(2) 通勤のため自動車、自転車、原動機付自転車その他の原動機付の交通用具（以下「自動車等」という。）を使用することを常例とする職員（自動車等を使用しなければ通勤することが著しく困難である職員以外の職員であって、自動車等を使用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離が片道2キロメートル未満であるもの及び次号に掲げる職員を除く。)

(3) 通勤のため交通機関を利用してその運賃を負担し、かつ、自動車等を使用することを常例とする職員（交通機関を利用し、又は自動車等を使用しなければ通勤することが著しく困難である職員以外の職員であって、交通機関を利用せず、かつ、自動車等を使用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離が片道2キロメートル未満であるものを除く。)

- 2 通勤手当の支給額は、地方独立行政法人りんくう総合医療センター通勤手当細則で定める。
- 3 第1項第1号に掲げる職員のうち修学部分休業、育児短時間勤務又はその他勤務形態等により回数乗車券等を使用することが最も経済的かつ合理的であると認められる場合は、平均1月当たりの通勤所要回数に回数乗車券等の額を乗じて得た額を運賃相当額として支給する。
- 4 第1項第2号に掲げる職員のうち修学部分休業、育児短時間勤務又はその他勤務形態等により平均1月当たりの通勤所要回数が10回に満たない場合は、第2項第2号に定める額から、その額に100分の50を乗じて得た額を支給する。
- 5 第1項第2号及び第3号に規定する自動車等を使用することを常例とする職員のうち、泉州二次医療圏外から通勤している医師に、高速料金の3分の2の額を第2項で規定する額に加算して支給する。
- 6 第12条の2の規定は、通勤手当の支給の始期及び終期について準用する。

(特殊勤務手当)

第17条 特殊勤務手当は、著しく危険、不快、不健康又は困難な勤務その他の著しく特殊な勤務で給与上特別な考慮を必要とし、かつ、その特殊性を給料で考慮することが適当でないと認められる業務に従事する職員に対して支給する。

- 2 特殊勤務手当の額その他特殊勤務手当の支給に関し必要な事項は、地方独立行政法人りんくう総合医療センター職員特殊勤務手当細則で定める。

(宿日直手当)

第18条 宿日直勤務を命ぜられた職員に、その勤務1回につき、宿日直勤務の区分に応じ、宿日直手当を支給する。

- 2 宿日直手当の額は、職員の区分に応じ、別表第5のとおりとする。

第18条の2 削除

(時間外勤務手当)

第 19 条 正規の勤務時間を超えて勤務することを命ぜられた職員には、正規の勤務時間を超えて勤務した全時間に対して、勤務 1 時間につき勤務 1 時間当たりの給与額に正規の勤務時間を超えて行った次に掲げる勤務の区分に応じ、当該各号に定める割合（その勤務が午後 10 時から翌日の午前 5 時までの間である場合は、その割合に 100 分の 25 を加算した割合）を乗じて得た額を時間外勤務手当として支給する。

(1) 正規の勤務時間が割り振られた日における勤務 100 分の 125

(2) 前号に掲げる勤務以外の勤務 100 分の 135

(3) 正規の勤務時間を超えて勤務することを命ぜられ、正規の勤務時間を超えてした勤務の時間が 1 月について 60 時間を超えた職員には、その 60 時間を超えて勤務した全時間に対して、前各号の規定にかかわらず、勤務 1 時間につき、第 3 条に規定する勤務 1 時間当たりの給与額に 100 分の 150（その勤務が午後 10 時から翌日の午前 5 時までの間である場合は、100 分の 175）を乗じて得た額を時間外勤務手当として支給する。

(夜間勤務手当)

第 20 条 正規の勤務時間として午後 10 時から翌日の午前 5 時までの間に勤務することを命ぜられた職員には、その間に勤務した全時間に対して、勤務 1 時間につき勤務 1 時間当たりの給与額の 100 分の 25 を夜間勤務手当として支給する。

2 夜間勤務手当は、休憩時間及び睡眠時間を除いた実働時間に対して支給する。

(管理職の夜間勤務手当)

第 21 条 第 11 条第 2 項に規定する管理職で、正規の勤務時間として勤務することを命ぜられた場合は前条の規定を準用する。

(期末手当、勤勉手当及び業績手当)

第 22 条 期末手当は、6 月 1 日及び 12 月 1 日（以下これらの日を「基準日」という。）に在職する職員に対して、その在職期間に応じて支給する。

2 勤勉手当は、基準日に在職する職員に対して、その勤務成績に応じて支給する。

3 業績手当は、基準日に在職する職員に対して、法人業績が一定以上の場合に期末勤勉手当に加え支給することができる。

4 期末手当、勤勉手当及び業績手当の額その他期末手当、勤勉手当及び業績手当の支給に関し必要な事項は、地方独立行政法人りんくう総合医療センター職員の期末手当、勤勉手当及び業績手当に関する細則（以下「期末勤勉業績手当細則」という。）で定める。

(手当の支給方法)

第 23 条 管理職手当、扶養手当、調整手当、初任給調整手当、通勤手当及び住居手当は、当月分を当月に支給する。

2 時間外勤務手当、夜間勤務手当及び特殊勤務手当は、当月分を翌月に支給する。

- 3 手当の支給日までに手当に係る事実が確認できない等のため、その日に支給することができないときは、前 2 項の規定にかかわらず、その日後に支給することができる。
- 4 手当は、他に特別の定めがあるものを除くほか、第 9 条に規定する給料の支給方法に準じて支給する。

第 4 章 雑則

(休職者の給与)

- 第 24 条 職員が業務上負傷し、若しくは疾病にかかり、又は通勤により負傷し、若しくは疾病にかかり就業規則第 13 条第 1 項第 1 号の規定による休職にされたときは、その休職の期間が満 2 年に達するまでは、これに給与の全額（地方公務員災害補償法（昭和 42 年法律第 121 号）第 28 条及び労基法第 76 条による休業補償並びに労働者災害補償保険法（昭和 22 年法律第 50 号）第 14 条による休業補償給付を受ける額に相当する金額を除く額）を支給する。
- 2 職員が前項以外の心身の故障により就業規則第 13 条第 1 項第 1 号の規定による休職にされたときは、その休職の期間（就業規則第 14 条第 2 項の規定により引き続いたものとみなされた期間を含む。）が満 1 年（結核性疾患については満 2 年）に達するまでは、これに給料、扶養手当、調整手当、住居手当及び期末手当のそれぞれ 100 分の 80 以内を支給することができる。
 - 3 職員が刑事事件に関し起訴され、就業規則第 13 条第 1 項第 2 号の規定による休職にされたときは、その休職の期間中これに給料、扶養手当、調整手当及び住居手当のそれぞれ 100 分の 60 以内を支給することができる。
 - 4 就業規則第 13 条第 1 項の規定による休職にされた職員には、前各項に定める給与を除くほか、他のいかなる給与も支給しない。
 - 5 第 2 項又は第 4 項に規定する職員が当該各項に規定する期間内で基準日の属する月に退職し、又は死亡したときは、当該各項の例による額の期末手当を支給することができる。
 - 6 前項の規定の適用を受ける職員の期末手当の支給については、期末勤勉業績手当細則で定める。

(専従休職者の給与)

- 第 25 条 労働組合の業務に専ら従事する職員には、その休職の期間中いかなる給与も支給しない。

(給料等の訂正)

- 第 26 条 職員の届出の遅れ等により過払いが生じた場合は、原因の発生日まで遡って是正する。ただし、職員に瑕疵がなく、給料等の決定段階で誤りがあった場合で、理事長の承認を得たときは、その訂正を将来に向かって行うことができる。

(雑則)

第 27 条 この規程に定めるもののほか、その他必要な事項は、理事長が定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この規程は、平成 23 年 4 月 1 日から施行する。
(引継職員に係る給料の決定)
- 2 平成 23 年 4 月 1 日 (以下「施行日」という。)において、地方独立行政法人法 (平成 15 年法律第 118 号) 第 59 条第 2 項の規定の適用を受けた職員 (以下「引継職員」という。)に適用する給料表は、当該職員が施行日の前日に適用を受けていた次の表の左欄に定める給料表に対応する右欄に定める給料表を適用するものとする。

施行日の前日に適用を受けていた給料表	施行日に適用する給料表
医療職給料表 (1)	医師・歯科医師給料表
医療職給料表 (2)	医療技術職給料表
医療職給料表 (3)	看護職給料表
行政職給料表 (1)	事務職給料表

- 3 前項の規定により適用を受けることとなる給料表の職務の級 (以下「新級」という。)は、引継職員が施行日の前日に受けていた給料表の職務の級 (以下「旧級」という。)と同じ級に決定するものとする。
- 4 前項により決定された新級の号給は、旧級の号給 (現給保障額前の格付けされた号給) の額の直近上位の額に該当する号給に決定するものとし、旧号給を受けていた期間は新号給を受ける期間に通算する。

(給料月額の特例)

- 5 施行日から平成 24 年 3 月 31 日までの間における次の各号に掲げる者に係る給料月額については、その者が現に受けている給料月額にそれぞれ当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。ただし、退職手当を計算する場合は、この限りではない。
 - (1) 医療技術職給料表の適用を受ける職員で職務の級が 7 級の者及び事務職給料表の適用を受ける職員で職務の級が 7 級の者 100 分の 95
 - (2) 医療技術職給料表の適用を受ける職員で職務の級が 6 級の者及び事務職給料表の適用を受ける職員で職務の級が 6 級の者 100 分の 96
 - (3) 医療技術職給料表の適用を受ける職員で職務の級が 5 級の者及び事務職給料表の適用を受ける職員で職務の級が 5 級の者 100 分の 97
- 6 第 3 条、第 14 条、地方独立行政法人りんくう総合医療センター職員の期末手当、勤勉手当及び業績手当に関する細則第 2 条第 3 項及び第 9 条第 3 項の規定中「給料月額」とあるのは、前項により算定された額とする。

(給料月額の特例)

- 7 平成 23 年 12 月 1 日から平成 24 年 3 月 31 日までの間における次の各号に掲げる者 (救命救急センター所長の職にある者を除く。)に係る給料月額については、その者が現に受けている給料月額にそれぞれ当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。

ただし、退職手当を計算する場合は、この限りでない。

- (1) 理事の職にある者 100分の80
 - (2) 副病院長及び診療局長の職にある者 100分の90
- 8 第3条、第13条、地方独立行政法人りんくう総合医療センター職員の期末手当、勤勉手当及び業績手当に関する細則第2条第3項及び第9条第3項の規定中「給料月額」とあるのは、前項により算定された額とする。
- (給料月額の特例)
- 9 平成29年4月1日から平成30年3月31日までの間における次の各号に掲げる者に係る給料月額については、その者が現に受けている給料月額にそれぞれ当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。ただし、退職手当を計算する場合は、この限りではない。
- (1) 病院長、医療監、副病院長、診療局長、救命救急センター長、看護局長、事務局長の職にある者 100分の90
 - (2) 診療局次長の職にある者 100分の91
 - (3) 医療技術職給料表及び看護職給料表並びに事務職給料表の適用を受ける職員で職務の級が7級の者（第1号に掲げる者を除く。） 100分の91
 - (4) 医療技術職給料表及び看護職給料表並びに事務職給料表の適用を受ける職員で職務の級が6級の者 100分の92
 - (5) 医療技術職給料表及び看護職給料表並びに事務職給料表の適用を受ける職員で職務の級が5級の者 100分の95
 - (6) 医療技術職給料表及び看護職給料表並びに事務職給料表の適用を受ける職員で職務の級が1級から4級までの者 100分の96
- 10 第3条、第13条第1項第2号、地方独立行政法人りんくう総合医療センター職員の期末手当、勤勉手当及び業績手当に関する細則第2条第3項及び第9条第3項の規定中「給料月額」とあるのは、前項により算定された額とする。
- 11 この規程は、平成23年12月1日から施行する。
- 12 この規程は、平成29年4月1日から施行する。
- 13 この規程は、平成30年4月1日から施行する。
- 14 この規程は、平成30年12月20日から施行する。
- 15 この規程は、平成31年4月1日から施行する。
- 16 この規程は、令和2年4月1日から施行する。
- 17 この規程は、令和3年4月1日から施行する。
- 18 この規程は、令和4年4月1日から施行する。
- 19 この規程は、令和5年4月1日から施行する。
- 20 この規程は、令和6年4月1日から施行する。
- 21 この規程は、令和7年4月1日から施行する。
- 22 この規程は、令和7年12月1日から施行する。
- 23 この規程は、令和8年4月1日から施行する。
- 24 この規程は、令和8年6月1日から施行する。
- 25 令和7年12月1日改正の第3条（勤務1時間当たりの給与額の算出）に係る管理

職手当、初任給手当及び特殊勤務手当の算入については、令和4年12月1日に遡って適用し、遡及支給する。

26 前項の遡及支給額は、令和8年6月19日、令和8年7月17日、令和8年8月20日、令和8年9月18日、令和8年10月20日、令和8年11月20日、令和8年12月18日、令和9年1月20日、令和9年2月19日又は令和9年3月19日のいずれかの日に支給する。

附則別表

別表第1 (第8条関係)

医師・歯科医師給料表

号給	級					
	1	2	3	4	5	6
1	251,300	318,700	346,300	418,400	482,200	505,000
2	253,800	322,400	349,200	421,200	484,400	507,300
3	256,300	326,200	352,500	424,000	486,700	509,700
4	258,800	329,900	355,800	426,600	490,000	512,100
5	261,200	333,600	359,100	429,300	494,900	515,400
6	265,000	337,200	362,200	432,000	497,200	517,700
7	268,800	340,100	365,400	434,700	499,500	520,000
8	272,600	342,900	368,600	437,200	501,800	522,300
9	276,200	345,700	371,800	439,700	506,000	526,000
10	280,200	348,600	374,900	442,200	508,200	528,200
11	284,200	351,000	378,600	444,700	510,400	530,500
12	288,200	353,400	382,300	447,000	512,700	533,800
13	292,100	355,800	386,000	449,400	516,900	538,300
14	296,100	358,200	389,600	451,800	519,000	540,600
15	300,100	360,700	392,400	454,200	521,100	542,900
16	304,100	363,200	395,200	456,500	523,200	545,200
17	307,900	365,700	398,000	458,900	527,300	549,400
18	311,500	368,100	400,900	461,300	529,400	551,600
19	315,100	370,500	403,500	463,700	531,500	553,800
20	318,700	372,900	406,100	466,000	533,600	556,100
21	322,400	375,300	408,700	468,300	537,500	559,900
22	326,200	377,600	411,100	470,600	539,500	562,000
23	329,900	378,600	418,400	472,900	541,500	564,100
24	333,600	382,300	421,200	475,100	543,300	566,200
25	337,200	386,000	424,000	477,400	547,300	569,800
26	340,100	389,600	426,600	480,700	549,200	571,900
27	342,900	392,400	429,300	483,000	551,100	574,000
28	345,700	395,200	432,000	485,300	552,800	576,100
29	348,600	398,000	434,700	487,600	556,500	580,400
30	351,000	400,900	437,200	489,900	558,300	582,400
31	353,400	403,500	439,700	492,100	560,100	584,400
32	355,800	406,100	442,200	494,300	562,000	586,200
33	358,200	408,700	444,700	496,500	566,500	591,600

34	360,700	411,100	447,000	498,800	568,300	593,500
35	363,200	413,400	449,400	500,900	570,100	595,400
36	365,700	415,700	451,800	503,000	571,900	597,100
37	368,100	418,000	454,200	505,100	577,100	602,800
38	370,500	420,400	456,500	507,200	578,900	604,600
39	372,900	422,500	458,900	509,300	580,700	606,400
40	375,300	424,600	461,300	511,400	582,400	608,300
41	377,600	426,700	463,700	513,500	587,200	614,200
42	379,100	428,900	466,000	515,600	588,800	616,000
43	380,600	430,900	468,300	517,600	590,400	617,800
44	382,100	432,900	470,600	519,600	592,000	619,600
45	383,700	434,900	472,900	521,600	597,300	625,600
46	385,200	437,000	475,100	523,400	598,700	627,400
47	386,700	439,000	477,400	525,300	600,100	629,200
48	388,200	441,000	479,700	527,200	601,300	630,900
49	389,500	443,000	482,000	529,100	607,500	636,800
50	390,500	445,100	484,100	530,800	608,500	638,400
51	391,500	446,900	486,200	532,600	609,500	640,000
52	392,500	448,700	488,300	534,400	610,600	641,600
53	393,600	450,500	490,400	536,200	611,700	648,100
54	394,500	452,400	492,500	538,100	612,800	649,500
55	395,400	454,200	494,300	539,900	613,900	650,900
56	396,300	456,000	496,100	541,700	615,000	652,100
57	397,300	457,800	497,900	543,500	616,100	659,800
58	398,200	459,700	499,600	545,300	617,200	660,800
59	399,100	461,500	501,400	547,100	618,300	661,800
60	400,000	463,300	503,200	548,900	619,400	662,900
61	400,900	465,100	505,000	550,700	620,500	664,000
62	401,400	467,000	506,600	552,400	621,600	665,100
63	401,900	468,200	508,400	554,000	622,700	666,200
64	402,400	469,400	510,200	555,600	623,800	667,300
65	402,700	470,600	512,000	557,200		668,400
66		471,800	513,600	558,800		669,500
67		472,800	514,900	560,200		670,600
68		473,800	516,200	561,600		671,700
69		474,800	517,500	563,000		672,800
70		475,700	518,800	564,200		673,900
71		476,400	520,100	565,200		675,000

72		477,100	521,400	566,200		676,100
73		477,800	522,700	567,200		677,200
74		478,500	523,900	568,300		678,300
75		479,200	524,800			679,400
76		479,900	525,700			680,500
77		480,600	526,600			681,600
78		481,100	527,500			682,700
79		481,800	528,400			683,800
80		482,500	529,300			684,900
81		483,200	530,200			686,000
82		483,700	531,100			687,100
83		484,400				688,200
84		485,100				689,300
85		485,800				
86		486,300				
87		486,900				
88		487,500				
89		488,100				
90		488,700				
91		489,300				
92		489,900				
93		490,500				
94		491,000				

備考 この表は、医師及び歯科医師である職員に適用する。

別表第2 (第8条関係)

医療技術職給料表

号給	級						
	1	2	3	4	5	6	7
1		195,000	228,200	233,900	263,700	302,000	340,800
2		196,500	230,100	236,500	266,000	304,300	343,400
3		198,000	232,000	238,400	268,300	306,600	346,000
4		199,500	233,900	240,300	270,600	308,900	348,600
5		201,100	236,500	242,100	272,900	311,200	351,200
6	172,500	202,700	238,400	243,800	275,200	313,500	353,800
7	174,000	204,300	240,300	245,700	277,500	315,800	356,400
8	175,500	205,900	242,100	247,600	279,800	318,100	359,000
9	177,000	207,600	243,800	249,400	282,100	320,400	361,600
10	178,500	209,300	245,700	251,100	284,400	322,700	364,200
11	180,000	211,000	247,600	253,000	286,700	325,000	366,800
12	181,500	212,700	249,400	254,800	289,000	327,300	369,400
13	183,000	214,500	251,100	256,700	291,300	329,600	372,000
14	184,500	216,300	253,000	258,500	293,600	331,900	374,600
15	186,000	218,100	254,800	260,400	295,900	334,200	377,200
16	187,500	219,900	256,700	262,200	298,200	336,500	379,800
17	189,000	221,700	258,500	264,000	300,500	338,800	382,400
18	190,500	223,500	260,400	265,800	302,800	341,100	385,000
19	192,000	225,300	262,200	267,800	305,100	343,400	387,600
20	193,500	227,100	264,000	269,800	307,400	345,500	389,900
21	195,000	228,900	265,800	271,800	309,700	347,700	392,400
22	196,500	230,700	267,800	273,700	311,800	349,900	394,900
23	198,000	232,500	269,800	275,600	314,100	352,200	397,400
24	199,500	234,300	271,800	277,600	316,400	354,400	400,000
25	201,000	236,100	273,700	279,600	318,700	356,600	402,700
26	202,500	237,900	275,600	281,700	320,900	358,800	405,400
27	203,800	239,700	277,500	283,800	323,200	360,800	408,100
28	205,100	241,500	279,300	285,900	325,500	362,900	410,700
29	206,400	243,100	281,300	288,000	327,800	365,000	413,000
30	207,700	244,700	283,200	290,100	330,000	367,100	415,300
31	208,800	246,400	285,100	292,200	332,200	369,100	417,700
32	209,900	248,200	287,000	294,300	334,400	371,100	420,000
33	211,000	249,700	288,900	296,400	336,600	373,100	422,100
34	212,100	251,200	290,800	298,500	338,800	375,000	424,200

35	213,400	252,700	292,700	300,600	340,900	377,100	426,300
36	214,700	254,200	294,600	302,700	343,000	379,000	428,400
37	216,000	255,700	296,300	304,800	345,000	381,000	430,400
38	217,300	257,200	298,200	306,900	347,100	383,000	432,400
39	218,500	258,700	300,100	309,000	349,200	385,100	434,400
40	219,700	260,300	302,000	311,100	351,300	387,100	436,500
41	220,900	261,600	303,700	313,200	353,400	389,100	438,800
42	222,100	263,200	305,500	315,300	355,100	391,100	441,200
43	223,200	264,800	307,300	317,400	357,100	393,100	443,600
44	224,300	266,400	309,100	319,500	359,100	395,000	445,900
45	225,400	267,800	311,000	321,600	361,100	396,900	448,200
46	226,500	269,200	312,700	323,700	363,000	398,700	450,500
47	227,500	270,600	314,400	325,700	364,900	400,500	452,700
48	228,500	272,000	316,100	327,800	366,800	402,700	454,900
49	229,500	273,300	317,800	329,900	368,700	405,400	456,900
50	230,500	274,700	319,500	332,000	370,600	408,100	458,900
51	231,400	276,100	321,200	334,000	372,400	410,700	460,900
52	232,300	277,500	322,900	336,100	374,200	413,000	462,900
53	233,200	278,800	324,200	338,200	375,900	415,300	464,700
54	234,100	280,000	325,800	340,300	377,800	417,700	466,500
55	235,000	281,300	327,400	342,000	379,200	420,000	468,300
56	235,900	282,600	329,000	344,000	380,700	422,100	470,100
57	236,800	283,700	330,700	346,100	382,200	424,200	471,600
58	237,700	285,000	332,300	348,200	383,700	426,300	473,100
59	238,600	286,300	333,900	350,100	384,900	428,400	474,600
60	239,700	287,600	335,500	352,100	386,100	430,400	476,100
61	240,500	288,800	337,000	354,100	387,300	432,400	478,100
62	241,300	289,900	338,200	356,100	388,300	434,400	480,100
63	242,100	291,000	339,400	358,000	389,200	436,500	482,100
64	242,900	292,100	340,600	359,900	390,100	438,100	484,100
65	243,700	293,300	341,700	361,800	391,000	439,700	486,100
66	244,400	294,300	342,700	363,700	392,000	441,300	488,100
67	245,100	295,300	343,600	365,600	392,800	443,000	490,100
68	245,800	296,300	344,600	367,200	393,600	444,300	492,100
69	246,600	297,100	345,500	368,800	394,400	445,600	494,100
70	247,400	298,000	346,300	370,400	395,300	446,900	496,100
71	248,200	298,900	347,100	372,100	396,000	448,200	498,100
72	249,000	299,800	347,900	373,300	396,700	449,500	500,100

73	249,700	300,800	348,800	374,500	397,400	450,800	502,100
74	250,400	301,600	349,500	375,600	398,100	452,000	504,100
75	251,100	302,400	350,200	376,600	398,700	453,300	506,100
76	251,800	303,200	350,900	377,700	399,400	454,200	508,100
77	252,600	304,000	351,400	378,700	400,100	455,100	510,100
78	253,300	304,500	352,000	379,800	400,600	456,000	512,100
79	254,000	305,000	352,600	380,700	401,300	456,800	
80	254,700	305,500	353,200	381,400	402,000		
81	255,500	305,900	353,600	382,100	402,700		
82	256,000	306,300	354,100	382,800	403,200		
83	256,500	306,700	354,600	383,400	403,900		
84	257,000	307,100	355,100	384,100	404,600		
85	257,300	307,400	355,600	384,800	405,300		
86	257,600	307,800	356,100	385,500	405,800		
87	257,900	308,200	356,600	386,000	406,500		
88	258,200	308,600	357,100	386,700	407,200		
89	258,500	308,900	357,600	387,400	407,900		
90	258,800	309,300	358,100	388,100	408,400		
91	259,100	309,700	358,600	388,600	409,100		
92	259,400	310,100	359,100	389,300	409,800		
93	259,700	310,400	359,500	390,000	410,500		
94		310,800	360,000	390,700	410,900		
95		311,200	360,500	391,200	411,600		
96		311,600	361,000	391,900	412,300		
97		311,800	361,300	392,600	413,000		
98		312,200	361,800	393,300	413,500		
99		312,600	362,300	393,800	414,200		
100		313,000	362,800	394,400	414,900		
101		313,200	363,100	395,000	415,600		
102		313,600	363,600	395,600	416,100		
103		314,000	364,100	396,300			
104		314,400	364,600	396,900			
105		314,600	364,900	397,500			
106		315,000	365,300	398,100			
107		315,400	365,700	398,700			
108		315,800	366,100	399,300			
109		316,000	366,600	399,900			
110		316,400	367,000	400,500			

111		316,800	367,400	401,200			
112		317,200	367,800	401,800			
113		317,400	368,300	402,400			
114		317,800	368,700	403,000			
115		318,200	369,100	403,700			
116		318,600	369,500				
117		318,800	370,000				
118		319,200					
119		319,600					
120		320,000					
121		320,200					
122		320,500					
123		320,800					
124		321,100					
125		321,500					
126		321,800					
127		322,100					
128		322,400					
129		322,800					

備考 この表は、次に掲げる職員に適用する。

- (1) 薬剤師
- (2) 管理栄養士
- (3) 診療放射線技師及び診療エックス線技師
- (4) 臨床検査技師、衛生検査技師
- (5) 臨床工学技士
- (6) 理学療法士、作業療法士及び言語聴覚士
- (7) 視能訓練士
- (8) 歯科衛生士
- (9) 救急救命士
- (10) 介護福祉士
- (11) その他、医療技術職員

別表第3（第8条関係）
看護職給料表

号給	級						
	1	2	3	4	5	6	7
1	159,500	203,100	214,200	233,900	263,700	302,000	340,800
2	160,800	204,800	215,900	235,700	265,800	304,400	343,400
3	162,100	206,500	217,600	237,500	267,900	306,800	346,000
4	163,500	208,300	219,300	239,300	270,000	309,200	348,600
5	164,900	210,100	221,000	241,100	272,100	311,600	351,200
6	166,400	211,900	222,700	242,900	274,200	314,000	353,800
7	167,900	213,700	224,500	244,800	276,300	316,400	356,400
8	169,400	215,500	226,300	246,700	278,400	318,800	359,000
9	171,000	217,300	228,100	248,600	280,500	321,200	361,600
10	172,600	219,100	229,900	250,500	282,700	323,700	364,200
11	174,200	220,900	231,700	252,400	284,900	326,200	366,800
12	175,900	222,800	233,600	254,400	287,100	328,700	369,400
13	177,600	224,700	235,500	256,400	289,300	331,200	372,000
14	179,300	226,600	237,400	258,400	291,500	333,700	374,600
15	181,100	228,500	239,300	260,400	293,700	336,200	377,200
16	182,900	230,400	241,200	262,400	295,900	338,700	379,800
17	184,700	232,300	243,100	264,400	298,100	341,200	382,400
18	186,400	234,200	245,000	266,400	300,300	343,700	385,000
19	188,100	236,100	247,000	268,500	302,600	346,300	387,700
20	189,800	238,000	249,000	270,600	304,900	348,900	390,400
21	191,500	239,900	251,000	272,700	307,200	351,500	393,100
22	193,200	241,800	253,000	274,800	309,500	354,100	395,800
23	194,800	243,700	255,000	276,900	311,800	356,700	398,500
24	196,400	245,600	257,000	279,000	314,100	359,300	401,200
25	198,000	247,500	259,000	281,100	316,400	361,900	403,900
26	199,600	249,400	261,000	283,200	318,700	364,500	406,600
27	201,200	251,300	263,000	285,300	321,000	367,100	409,300
28	202,700	253,200	265,000	287,400	323,300	369,700	411,900
29	204,200	255,100	267,000	289,500	325,600	372,300	414,500
30	205,700	257,000	269,000	291,600	327,900	374,900	417,100
31	207,200	258,800	270,900	293,600	330,000	377,400	419,700
32	208,700	260,600	272,800	295,600	332,100	379,900	422,300
33	210,100	262,400	274,700	297,600	334,200	382,400	424,800
34	211,500	264,200	276,600	299,600	336,300	384,900	427,300

35	212,900	266,000	278,500	301,600	338,300	387,300	429,800
36	214,300	267,700	280,300	303,500	340,300	389,700	432,300
37	215,700	269,400	282,100	305,400	342,300	392,100	434,800
38	217,000	271,100	283,900	307,300	344,200	394,500	437,200
39	218,300	272,800	285,700	309,200	346,100	396,800	439,600
40	219,600	274,500	287,500	311,000	348,000	399,100	442,000
41	220,900	276,100	289,200	312,800	349,800	401,400	444,400
42	222,200	277,700	290,900	314,600	351,600	403,700	446,800
43	223,400	279,300	292,600	316,400	353,400	406,000	449,100
44	224,600	280,900	294,300	318,100	355,100	408,200	451,400
45	225,800	282,400	296,000	319,800	356,800	410,400	453,700
46	227,000	283,900	297,600	321,500	358,500	412,600	456,000
47	228,200	285,400	299,200	323,200	360,100	414,700	458,200
48	229,300	286,900	300,800	324,800	361,700	416,800	460,400
49	230,400	288,300	302,400	326,400	363,300	418,800	462,600
50	231,500	289,700	304,000	328,000	364,800	420,800	464,800
51	232,600	291,100	305,500	329,600	366,300	422,800	466,900
52	233,700	292,500	307,000	331,100	367,800	424,700	469,000
53	234,700	293,800	308,500	332,600	369,200	426,600	471,100
54	235,700	295,100	310,000	334,100	370,600	428,500	473,100
55	236,700	296,400	311,500	335,600	372,000	430,300	475,100
56	237,700	297,700	312,900	337,000	373,300	432,100	477,100
57	238,700	298,900	314,300	338,400	374,600	433,900	479,000
58	239,600	300,100	315,700	339,800	375,900	435,600	480,900
59	240,500	301,300	317,100	341,200	377,100	437,300	482,700
60	241,400	302,500	318,400	342,500	378,300	438,900	484,500
61	242,300	303,600	319,700	343,800	379,500	440,500	486,200
62	243,200	304,700	321,000	345,100	380,600	442,000	487,900
63	244,000	305,800	322,300	346,400	381,700	443,500	489,500
64	244,800	306,800	323,500	347,600	382,800	444,900	491,100
65	245,600	307,800	324,700	348,800	383,800	446,300	492,600
66	246,400	308,800	325,900	350,000	384,800	447,600	494,100
67	247,200	309,700	327,100	351,200	385,800	448,900	495,500
68	247,900	310,600	328,200	352,300	386,700	450,100	496,900
69	248,600	311,500	329,300	353,400	387,600	451,300	498,200
70	249,300	312,400	330,400	354,500	388,500	452,400	499,500
71	250,000	313,300	331,500	355,600	389,400	453,500	500,700
72	250,700	314,100	332,500	356,600	390,300	454,600	501,900

73	251,300	314,900	333,500	357,600	391,200	455,700	503,000
74	251,900	315,600	334,500	358,600	392,000	456,800	504,100
75	252,500	316,300	335,500	359,600	392,800		505,100
76	253,100	317,000	336,400	360,500	393,600		506,100
77	253,700	317,700	337,300	361,400	394,400		507,000
78	254,200	318,400	338,200	362,300	395,200		507,900
79	254,700	319,100	339,100	363,200	395,900		508,700
80	255,200	319,800	339,900	364,100	396,600		509,500
81	255,700	320,500	340,700	365,000	397,300		510,200
82	256,200	321,200	341,500	365,900	398,000		510,900
83	256,600	321,800	342,300	366,800	398,700		511,500
84	257,000	322,400	343,000	367,700	399,400		512,100
85	257,400	323,000	343,700	368,600	400,100		
86	257,800	323,600	344,400	369,500	400,800		
87	258,200	324,200	345,100	370,400	401,400		
88	258,500	324,800	345,700	371,200	402,000		
89	258,800	325,400	346,300	372,000	402,600		
90	259,100	326,000	346,900	372,800	403,200		
91	259,400	326,600	347,400	373,600	403,800		
92	259,700	327,200	347,900	374,400	404,400		
93		327,700	348,400	375,200	405,000		
94		328,200	348,800	376,000	405,600		
95		328,700	349,200	376,800	406,200		
96		329,200	349,600	377,600	406,800		
97		329,700	350,000	378,400	407,400		
98		330,200	350,400	379,200	408,000		
99		330,600	350,800	380,000	408,600		
100		331,000	351,100	380,800	409,200		
101		331,400	351,400	381,500	409,800		
102		331,800	351,700	382,200	410,400		
103		332,200	352,000	382,900	411,000		
104		332,600	352,300	383,600	411,600		
105		333,000	352,600	384,300	412,200		
106		333,400	352,900	385,000	412,800		
107		333,800	353,200	385,700	413,400		
108		334,200	353,500	386,400	414,000		
109		334,600	353,800	387,100	414,600		
110		335,000	354,100	387,800	415,200		

111		335,400	354,400	388,400	415,800		
112		335,800	354,700	389,000	416,400		
113		336,200	355,000	389,600			
114		336,600	355,300	390,200			
115		337,000	355,600	390,800			
116		337,400	355,900	391,400			
117		337,800	356,200	392,000			
118		338,200		392,600			
119		338,500		393,100			
120		338,800		393,600			
121		339,100		394,100			
122		339,400		394,600			
123		339,700		395,100			
124		340,000		395,600			
125		340,300		396,100			
126		340,600		396,600			
127		340,900		397,100			
128		341,200		397,500			
129		341,500		397,900			
130		341,800		398,300			
131		342,100		398,700			
132		342,400		399,100			
133		342,700		399,500			
134		343,000		399,900			
135				400,300			
136				400,700			

備考 この表は、保健師、助産師、看護師、准看護師である職員に適用する。

別表第4（第8条関係）

事務職給料表

号給	級						
	1	2	3	4	5	6	7
1		195,000	236,500	245,700	302,800	334,200	389,900
2		196,500	238,400	247,600	305,100	336,500	392,400
3		198,000	240,300	249,400	307,400	338,800	394,900
4		199,500	242,100	251,100	309,700	341,100	397,400
5		201,100	243,800	253,000	311,800	343,400	400,000
6		202,700	245,700	254,800	314,100	345,500	402,700
7		204,300	247,600	256,700	316,400	347,700	405,400
8		205,900	249,400	258,500	318,700	349,900	408,100
9		207,600	251,100	260,400	320,900	352,200	410,700
10		209,300	253,000	262,200	323,200	354,400	413,000
11		211,000	254,800	264,000	325,500	356,600	415,300
12		212,700	256,700	265,800	327,800	358,800	417,700
13		214,500	258,500	267,800	330,000	360,800	420,000
14	172,500	216,300	260,400	269,800	332,200	362,900	422,100
15	174,000	218,100	262,200	271,800	334,400	365,000	424,200
16	175,500	219,900	264,000	273,700	336,600	367,100	426,300
17	177,000	221,700	265,800	275,600	338,800	369,100	428,400
18	178,500	223,500	267,800	277,600	340,900	371,100	430,400
19	180,000	225,300	269,800	279,600	343,000	373,100	432,400
20	181,500	227,100	271,800	281,700	345,000	375,000	434,400
21	183,000	228,900	273,700	283,800	347,100	377,100	436,500
22	184,500	230,700	275,600	285,900	349,200	379,000	438,800
23	186,000	232,500	277,500	288,000	351,300	381,000	441,200
24	187,500	234,300	279,300	290,100	353,400	383,000	443,600
25	189,000	236,100	281,300	292,200	355,100	385,100	445,900
26	190,500	237,900	283,200	294,300	357,100	387,100	448,200
27	192,000	239,700	285,100	296,400	359,100	389,100	450,500
28	193,500	241,500	287,000	298,500	361,100	391,100	452,700
29	195,000	243,100	288,900	300,600	363,000	393,100	454,900
30	196,500	244,700	290,800	302,700	364,900	395,000	456,900
31	198,000	246,400	292,700	304,800	366,800	396,900	458,900
32	199,500	248,200	294,600	306,900	368,700	398,700	460,900
33	201,000	249,700	296,300	309,000	370,600	400,500	462,900
34	202,500	251,200	298,200	311,100	372,400	402,700	464,700

35	203,800	252,700	300,100	313,200	374,200	405,400	466,500
36	205,100	254,200	302,000	315,300	375,900	408,100	468,300
37	206,400	255,700	303,700	317,400	377,800	410,700	470,100
38	207,700	257,200	305,500	319,500	379,200	413,000	471,600
39	208,800	258,700	307,300	321,600	380,700	415,300	473,100
40	209,900	260,300	309,100	323,700	382,200	417,700	474,600
41	211,000	261,600	311,000	325,700	383,700	420,000	476,100
42	212,100	263,200	312,700	327,800	384,900	422,100	478,100
43	213,400	264,800	314,400	329,900	386,100	424,200	480,100
44	214,700	266,400	316,100	332,000	387,300	426,300	482,100
45	216,000	267,800	317,800	334,000	388,300	428,400	484,100
46	217,300	269,200	319,500	336,100	389,200	430,400	486,100
47	218,500	270,600	321,200	338,200	390,100	432,400	488,100
48	219,700	272,000	322,900	340,300	391,000	434,400	490,100
49	220,900	273,300	324,200	342,000	392,000	436,500	492,100
50	222,100	274,700	325,800	344,000	392,800	438,100	494,100
51	223,200	276,100	327,400	346,100	393,600	439,700	496,100
52	224,300	277,500	329,000	348,200	394,400	441,300	498,100
53	225,400	278,800	330,700	350,100	395,300	443,000	500,100
54	226,500	280,000	332,300	352,100	396,000	444,300	502,100
55	227,500	281,300	333,900	354,100	396,700	445,600	504,100
56	228,500	282,600	335,500	356,100	397,400	446,900	506,100
57	229,500	283,700	337,000	358,000	398,100	448,200	508,100
58	230,500	285,000	338,200	359,900	398,700	449,500	510,100
59	231,400	286,300	339,400	361,800	399,400	450,800	512,100
60	232,300	287,600	340,600	363,700	400,100	452,000	
61	233,200	288,800	341,700	365,600	400,600	453,300	
62	234,100	289,900	342,700	367,200	401,300	454,200	
63	235,000	291,000	343,600	368,800	402,000	455,100	
64	235,900	292,100	344,600	370,400	402,700	456,000	
65	236,800	293,300	345,500	372,100	403,200	456,800	
66	237,700	294,300	346,300	373,300	403,900		
67	238,600	295,300	347,100	374,500	404,600		
68	239,700	296,300	347,900	375,600	405,300		
69	240,500	297,100	348,800	376,600	405,800		
70	241,300	298,000	349,500	377,700	406,500		
71	242,100	298,900	350,200	378,700	407,200		
72	242,900	299,800	350,900	379,800	407,900		

73	243,700	300,800	351,400	380,700	408,400		
74	244,400	301,600	352,000	381,400	409,100		
75	245,100	302,400	352,600	382,100	409,800		
76	245,800	303,200	353,200	382,800	410,500		
77	246,600	304,000	353,600	383,400	410,900		
78	247,400	304,500	354,100	384,100	411,600		
79	248,200	305,000	354,600	384,800	412,300		
80	249,000	305,500	355,100	385,500	413,000		
81	249,700	305,900	355,600	386,000	413,500		
82	250,400	306,300	356,100	386,700	414,200		
83	251,100	306,700	356,600	387,400	414,900		
84	251,800	307,100	357,100	388,100	415,600		
85	252,600	307,400	357,600	388,600	416,100		
86	253,300	307,800	358,100	389,300			
87	254,000	308,200	358,600	390,000			
88	254,700	308,600	359,100	390,700			
89	255,500	308,900	359,500	391,200			
90	256,000	309,300	360,000	391,900			
91	256,500	309,700	360,500	392,600			
92	257,000	310,100	361,000	393,300			
93	257,300	310,400	361,300	393,800			
94		310,800	361,800	394,400			
95		311,200	362,300	395,000			
96		311,600	362,800	395,600			
97		311,800	363,100	396,300			
98		312,200	363,600	396,900			
99		312,600	364,100	397,500			
100		313,000	364,600	398,100			
101		313,200	364,900	398,700			
102		313,600	365,300	399,300			
103		314,000	365,700	399,900			
104		314,400	366,100	400,500			
105		314,600	366,600	401,200			
106		315,000	367,000	401,800			
107		315,400	367,400	402,400			
108		315,800	367,800	403,000			
109		316,000	368,300	403,700			
110		316,400	368,700				

111		316,800	369,100				
112		317,200	369,500				
113		317,400	370,000				
114		317,800					
115		318,200					
116		318,600					
117		318,800					
118		319,200					
119		319,600					
120		320,000					
121		320,200					
122		320,500					
123		320,800					
124		321,100					
125		321,500					
126		321,800					
127		322,100					
128		322,400					
129		322,800					

備考 この表は、他の給料表の適用を受けないすべての職員に適用する。

別表第5（第18条関係 宿日直手当）

	日直手当	宿直手当
組織規程第8条に規定する医師・歯科医師給料表6級及び5級に相当する役職のもの	50,000円	85,000円
組織規程第8条に規定する医師・歯科医師給料表4級に相当する役職のもの	45,000円	80,000円
組織規程第8条に規定する医師・歯科医師給料表3級に相当する役職のもの	43,000円	75,000円
組織規程第8条に規定する医師・歯科医師給	40,000円	70,000円

料表 2 級及び 1 級に相当する役職のもの		
専攻医、初期研修医	35,000 円	60,000 円

別表第 6 (第 11 条関係 管理職手当)

管理職員の区分	管理職手当
組織規程第 8 条に規定する医師・歯科医師給料表 6 級、看護職給料表 7 級、医療技術員給料表 7 級及び事務職員給料表 7 級に相当する役職のもの	70,000 円
組織規程第 8 条に規定する医師・歯科医師給料表 5 級に相当する役職のもの	55,000 円
組織規程第 8 条に規定する看護職給料表 6 級、医療技術員給料表 6 級及び事務職員給料表 6 級に相当する役職のもの	45,000 円
組織規程第 8 条に規定する看護職給料表 5 級、医療技術員給料表 5 級及び事務職員給料表 5 級に相当する役職のもの	35,000 円